

Ⅲ 特別活動

1 改訂の趣旨及び要点

(1) 改訂の趣旨

次の5つの方向性で、改訂が行われた。

- ① 特別活動における活動範囲は、学年、学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、そこで育まれた資質・能力は、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされること
- ② 特別活動の特質を踏まえ、指導する上で重要な視点が「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つに整理されていること
- ③ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通じて育成する資質・能力が明確化されたこと
- ④ 自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、ホームルームや学校の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性が明確化されたこと
- ⑤ 特別活動を要とし、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりを明確にしたこと

(2) 改訂の要点

イ 目標の改善

学びの過程において質の高い深い学びを、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせて、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という3つの視点を手掛かりとしながら、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という3つの資質・能力の柱に沿って目標が整理された。

ロ 内容構成の改善

「ホームルーム活動」、「生徒会活動」、「学校行事」の内容について、それぞれの項目においてどのような過程を通して学ぶのかが具体的に示された。

ハ 内容の改善・充実

特別活動全体を通して、自治的な能力や主権者として積極的に社会参画する力を育てることを重視し、ホームルームや学校の課題を見出し、よりよく解決するため、話し合っ合意形成すること、主体的に組織をつくり、役割分担をして、協力し合うことの重要性を明確にした。

ニ 学習指導の改善・充実

学校の教育活動全体の中における特別活動の役割の充実を図る。

- (例)
- ・集団活動に自主的、実践的に取り組む
 - ・全体計画及び年間指導計画の工夫
 - ・ホームルーム経営の充実
 - ・ガイダンスやカウンセリングを通じて生徒指導との関連を図る
 - ・協働や社会貢献活動を充実

2 特別活動の目標

次の4点に基づいて、目標が示された。

- ① 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という3つの視点で整理したこと

- ② 「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせること
- ③ 様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決すること
- ④ 特別活動における資質・能力の育成を目指すこと

3 各活動・学校行事の目標及び内容の改善

(1) ホームルーム活動

イ 目標

「集団として、合意形成を進める自発的、自治的な活動」と「個人として、自己の在り方生き方を意思決定していく自主的、実践的な活動」を通して、資質・能力を育成する。



○話し合い活動の基本的な活動過程（例）

「①問題の発見・確認」→「②解決方法の話し合い」→「③解決方法の決定（合意形成・意思決定）」
→「④決めたことの実践」→「⑤振り返り」といった一連の学習過程の充実。

ロ 内容

学習指導要領では活動内容として、次の12項目に整理された。それぞれの活動内容について、入学から卒業までを見通して取り扱うよう、各学年の年間指導計画を作成する。

(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

- ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

教師の適切な指導の下で、ホームルームの生徒全員が協働して共通課題の解決に取り組み、議題選定や話し合い、合意形成と実践を重視した自主的、実践的な活動である。

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

- ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
- イ 男女相互の理解と協力
- ウ 国際理解と国際交流の推進
- エ 青年期の悩みや課題とその解決
- オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

生徒自身が共通問題を取り上げ、自己の在り方生き方について、話し合いを生かし、意思決定して実践する自主的、実践的な活動である。

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

- ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
- イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
- ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
- エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

生徒自身が個々の将来に向けた自己実現に関わる内容について、話し合いを生かし、意思決定して実践活動につなげる活動である。

(2) 生徒会活動

イ 目標

全生徒から構成される集団での生徒会活動において、学校生活の充実・発展や改善・向上を目指し、異年齢の生徒同士で協力して、生徒が自発的、自治的に活動する態度や能力を高める。



○話し合い活動の基本的な活動過程（例）

「①問題の発見・確認、議題の設定」→「②解決に向けての話し合い」→「③解決方法の決定（合意形成・意思決定）」→「④決めたことの実践」→「⑤振り返り」といった一連の学習過程の充実。

ロ 内容

学習指導要領では活動内容として、活動の内容を明確にし、次の3項目に整理された。

- | |
|---------------------------|
| (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 |
| (2) 学校行事への協力 |
| (3) ボランティア活動などの社会参画 |

(3) 学校行事

イ 目標

全校若しくは学年などの大きな集団で協力して行う、体験的な活動を通して身に付けたことを生かして、学校や社会への所属意識をもち、多様な他者を尊重し、協働してよりよい生活づくりに参画しようとする連帯感を養う。



○話し合い活動の基本的な活動過程（例）

「①行事の意義の理解」→「②計画や目標についての話し合い」→「③活動目標や活動内容の決定（合意形成・意思決定）」→「④体験的な活動の実践」→「⑤振り返り」といった一連の学習過程の充実。

ロ 内容

学習指導要領では改訂前と同様、次の5種類が示されている。入学から卒業までを見通した全体計画の下に実施する。

- | |
|----------------|
| (1) 儀式的行事 |
| (2) 文化的行事 |
| (3) 健康安全・体育的行事 |
| (4) 旅行・集団宿泊的行事 |
| (5) 勤労生産・奉仕的行事 |

4 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっての主な配慮事項

イ 全体計画・年間指導計画の作成

特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画は、次の6点に配慮し、全教職員の協力の下で作成する。

- ① 学校の創意工夫を生かすこと
- ② ホームルームや学校、地域の実態や生徒の発達の段階及び特質等を考慮すること
- ③ 各教科・科目、総合的な探究の時間などとの指導との関連を図ること

- ④ 生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること
- ⑤ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること
- ⑥ 特別活動の授業時数

ロ ホームルーム経営の充実と生徒指導との関連

今回の改訂で、「ホームルーム経営の充実」が新たに示され、「ホームルーム活動における生徒の自主的な活動」を中心として、ホームルーム経営の充実が求められている。特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図る指導が重要である。

(2) 内容の取扱いについての主な配慮事項

イ 生徒の自発的、自主的な活動の効果的な展開

ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、内容相互の関連を図り、自発的、自主的な活動を助長するために、生徒の主体的な活動場面を多く取り入れることや、話し合い活動の充実が必要である。その際、自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫する。

ロ 指導内容の重点化と内容間の関連や統合

各学校の目指す生徒像や教育理念、生徒の実態など、それぞれの実情に応じて、道徳教育の重点を踏まえた指導の重点化を図るとともに、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができる。

ハ ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る

主に集団の場面で行われる「ガイダンス」と、主に個別指導で行われる「カウンセリング」は、一人一人の発達を促す働きかけの両輪である。特に、学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択決定などを実現させるために行われる教育活動である。

特別活動に関するQ&A

Q1 ホームルーム活動の指導で留意すべき点は何か。

ホームルーム活動は(1)「ホームルームや学校における生活づくりへの参画」(2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」の3つの内容があり、集団として合意形成を進める(1)と、個人として意思決定をしていく(2)(3)の2つに分けられる。それぞれの活動において、事前指導・事後指導を含めた「話し合い活動」の充実を図った指導が求められる。

基本的な活動過程としては、「事前指導(問題の発見・確認)⇒本時の指導(解決方法の話し合い、解決方法の決定[合意形成・意思決定])⇒事後指導(決めたことの実践、振り返り)⇒次の活動へ」といった一連の活動のプロセスを生徒が実感できるような指導が大切である。

Q2 毎朝10分間実施している「ショートホームルーム」を、5日間で50分のホームルーム活動の実施とすることは可能か。

できない。ショートホームルームは、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないので、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは明確に区別する必要がある。

Q3 学校の事情に応じて、ホームルーム活動を隔週で実施したり、休業日などの特定の期間にまとめて実施することはできるか。

できない。学習指導要領では、ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とし、「毎週実施する」ことが明確に示されている。

Q4 特別活動と総合的な探究の時間の違いは何か。

特別活動は「実践」に、総合的な探究の時間は「探究」に本質があるといえる。特別活動における「実践」は、話し合っただけの決めたことを「実践」したり、学んだことを学校という一つの社会の中で、あるいは家庭を含めた日常生活の中で、課題の解決に生かしたりするものである。総合的な探究の時間における「探究」は、物事の本質を探って見極めようとしていくことである。

Q5 特別活動の指導を担当する教師は誰が適任か。

ホームルーム活動については、日常のホームルームの生徒の実態を十分に把握し、それに即して指導が行われなければ十分な成果は期待できない。このため、指導に当たっては、ホームルームの生徒を最もよく理解できる立場にあるホームルーム担任が適しており、ホームルーム経営の充実を図る観点から、適切なホームルーム活動を実施することが大切である。

ホームルーム活動以外には、生徒会活動及び学校行事があり、いずれもホームルームや学年の所属を離れた集団による活動となることが多い。これらの中には、固定した集団もあれば、臨時に編成する集団もあり、担当の教師が広い範囲にまたがる場合が多い。このように、教師が集団で指導に当たる場合には、教師間の連携・協力が特に大切であり、全教師の共通理解に基づいて指導することが重要である。

Q 6 評価はどうするのか。

生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることができるようポートフォリオ的な教材などを活用して、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりする。

Q 7 全体計画を作成する際に示す内容は何か。

調和のとれた特別活動の全体計画及びホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の年間指導計画を、全教職員の協力の下で作成することが大切である。特別活動の全体計画に示す内容には、次のようなものが考えられる。

- 学校の教育目標
- 特別活動の重点目標（育成すべき「資質・能力」）
- 各教科・科目等との関連（教育課程外の活動等との関連を含む）や危機管理との関連
- 各活動・学校行事の目標と指導の方針
- 特別活動に充てる授業時数等
- 特別活動を推進する校内組織
- 評価 など